

第5章 重点施策

資料6

「大阪府子ども計画」では、基本方向の「重点的な取組」に掲げる事業のうち、大阪府として、特に重点的に取り組む15項目を重点施策として設定し、積極的に取組をすすめていきます。

取組の方向性	重点施策項目	
基本方向1：子どもを生き育てることができる社会【子どもの誕生前から幼児期まで】		
<p data-bbox="255 459 1032 517">妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会づくり</p> <p data-bbox="219 539 1048 676">子どもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までの子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実を図ります。</p>	①	安心して子どもを生き育てることができる環境の整備
	②	幼児教育・保育内容の充実と教育・保育を支える人材の確保・資質の向上
基本方向2：子どもが成長できる社会【学童期・思春期】		
<p data-bbox="255 790 1032 847">大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会づくり</p> <p data-bbox="219 906 1048 1011">子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。</p>	③	すべての子どもへの学びの機会の確保
	④	確かな学力の定着と学びの深化
	⑤	子どもの居場所づくりの推進
基本方向3：若者が自立できる社会【青年期】		
<p data-bbox="255 1168 1032 1251">大阪の若者が自らの意思で将来を選択し、自立できる社会づくり</p> <p data-bbox="219 1289 1048 1465">若者が経済的な不安なく、良質な雇用環境の下で将来展望を持って生活できる仕組みづくりを進めるとともに、若者が社会の一員として役割を果たせるよう、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。</p>	⑥	産業人材の育成
	⑦	若者の就職支援の強化
	⑧	子ども・若者が自らの意思で将来を選択し、再チャレンジできる取組の推進

第5章 重点施策

取組の方向性	重点施策項目	
基本方向4：子どものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援		
<p data-bbox="248 475 1025 571" style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px;">心身の状況、置かれた環境に関わらず、大阪のすべての子どもが幸せな状態で成長できる社会づくり</p> <p data-bbox="215 603 1037 778">必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、子どもの成長過程全体を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。</p>	⑨	子どもの貧困対策の推進
	⑩	障がいのある子どもへの支援の充実
	⑪	児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備
	⑫	ヤングケアラーをはじめ、困難を抱える子ども・若者への支援の充実
基本方向5：子育て当事者に対する支援		
<p data-bbox="248 1023 1025 1118" style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px;">大阪の子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合える社会づくり</p> <p data-bbox="215 1150 1037 1326">家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事を両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。</p>	⑬	子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
	⑭	子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備
	⑮	ひとり親家庭等への支援の充実

第5章 重点施策

重点施策① 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

(1) 方向性

プレコンセプションケアを推進し、子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産し、子育てができる保健・医療環境をつくります。

「にんしんSOS」相談事業

～「ハイリスク妊婦」の未然防止～
予期せぬ妊娠・出産に悩む妊婦等に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。

最重症合併症妊産婦受入体制構築事業

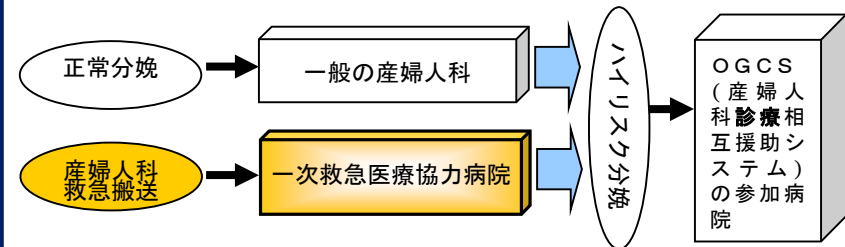
～「ハイリスク妊婦」の受入体制の整備～
産科合併症の重篤化等により生命の危機にある妊婦等に高度専門的な周産期医療・救急救命医療を同時に提供できる医療機関へ迅速に受け入れられる体制を確保します。

プレコンセプションケア啓発事業

～リスクのある妊娠の未然防止～
性・妊娠に関する正しい知識の普及を図るため、チャットによる相談、セミナーの実施などにより、プレコンセプションケアの周知・啓発を図ります。

産婦人科救急搬送体制確保事業

～「ハイリスク妊婦」の受入体制の整備～
府内を3つの区域に分け、当番制により受け入れ担当病院を決定。当番病院は患者受け入れに必要な体制を確保し、かかりつけ医のない妊婦等の救急搬送を必ず受け入れます。



周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業

～緊急搬送の円滑化～
大阪母子総合医療センターに、母体に危険があるなど緊急搬送が必要な妊婦の搬送先調整を担う専任医師をコーディネーターとして配置します。

周産期における保健・医療の取組

第5章 重点施策

重点施策① 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

(2) 施策の内容

施策	概要
周産期医療・小児医療等の体制整備	安心して子どもを産み育てることができる周産期医療・小児医療等の体制整備に取り組みます。
不妊・不育、予期せぬ妊娠、性に関する相談支援、プレコンセプションケアの推進	不妊・不育治療、予期せぬ妊娠や性に関する相談支援とともに、性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発などのプレコンセプションケアの推進に取り組みます。
妊産婦等への保健施策の推進	妊産婦健康診査や伴走型相談支援をはじめ、家族も含めた産前・産後サポート事業や産後ケア事業等を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
乳幼児期における保健施策の推進	新生児マススクリーニング検査や乳幼児健診の充実により、疾患や障がいの早期発見・早期治療につなげる支援体制整備に取り組みます。

(3) 成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
地域の拠点となる医療機関の確保	総合・地域周産期医療センター：23か所（R6当初） 小児中核・地域医療センター：28か所（R6当初）	引き続き確保（R11年度）
「にんしんSOS」相談対応件数（実数・延数）	実数：829件、延数：1,298件（R5年度）	引き続き対応（R11年度）
救急隊からの依頼による当番病院での未受診妊婦等受入件数	1,227件（R5年度）	引き続き受入（R11年度）
カラダと性の相談室におけるチャット相談件数	136件（R5年度）	引き続き実施（R11年度）
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.1%（R5年度）	R3年度より増加（R11年度）
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	3・4か月児 88.3%（R3年度） 1歳6か月児 80.9%（R3年度） 3歳児 75.3%（R3年度）	R3年度より増加（R11年度）
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児 95.5%（R3年度） 1歳6か月児 89.3%（R3年度） 3歳児 73.2%（R3年度）	R3年度より増加（R11年度）

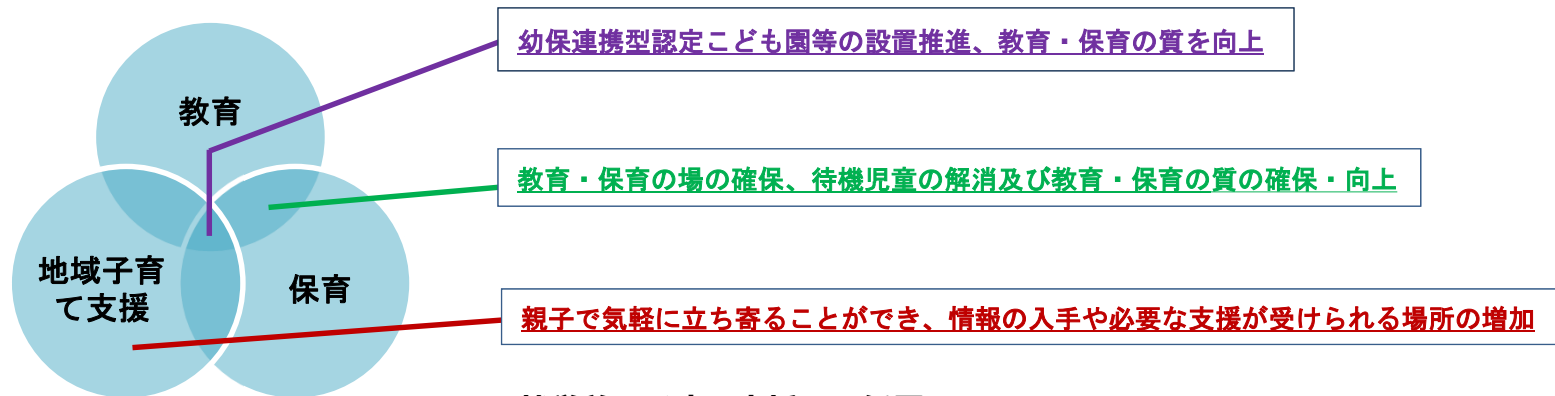
第5章 重点施策

重点施策② 幼児教育・保育内容の充実と教育・保育を支える人材の確保・資質の向上

(1)方向性

- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもが格差なく質の高い学びへつながることができるよう体制をつくります。
- 幼児教育・保育の質の向上などの受け皿整備、必要に応じた認定こども園等への円滑な移行の支援、保育士等の確保に取り組み、子どもが病気の時、一時的に保育が必要なとき、医療的ケア児など特別な配慮を必要とする子どもなど、多様なニーズへ対応するとともに、保育所等に通っていない子どもも含め、全ての子どもの育ちを支える良質な成育環境をつくります。

■幼児教育・保育内容の充実



就学前の子育て支援の関係図

■幼児教育・保育、地域の子育て支援に必要な人材の確保・資質の向上

◆保育教諭の確保

- ・幼保連携型認定こども園で教育・保育を行う保育教諭の確保

◆保育士等の確保・人材定着

- ・保育所等で保育を行う保育士等の確保
- ・保育士等の定着率の増加

◆子育て支援に関わる人材の資質の向上

- ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の現任職員等への研修の実施
- ・市町村が実施する現任職員等への研修に対する支援
- ・幼児教育アドバイザーの育成・支援
- ・幼児教育推進指針を踏まえ、幼児教育センターによる幼児教育の推進及び体制の充実

第5章 重点施策

重点施策② 幼児教育・保育内容の充実と教育・保育を支える人材の確保・資質の向上

(2) 施策の内容

施策	概要
教育・保育内容の充実	切れ目のない教育・保育を受けることができるよう推進するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育内容の充実を図ります。
教育・保育にかかる人材の確保及び資質の向上	教育・保育を提供する事業者が安定的に幼稚園教諭・保育教諭・保育士等を確保するとともに、研修の充実等により質の高い教育・保育を提供します。
保育が必要な全ての家庭に保育を提供する取組等の推進	待機児童の解消に向けて保育等の受け皿整備、認定こども園等への円滑な移行や幼稚園における預かり保育への支援等に取り組みます。また、子どもが病気のときや一時的に保育が必要なとき、医療的ケア児など特別な配慮を必要とするときなど多様なニーズに対応するとともに、保育所等に通っていない子どもも含めて子どもの育ちを応援します。

(3) 成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
認定こども園の数	859か所 (R6当初)	府内市町村の数値が確定され次第、記載します。
保育教諭・保育士の数	37,673人 (R4.10.1)	府内市町村の数値が確定され次第、記載します。
キャリアアップ研修の修了者数	58,914人 (R5年度までの累計)	109,410人 (R11年度までの累計)
待機児童数	111人 (R6当初)	0人 (R12当初)
こども誰でも通園制度の実施数	—	府内市町村の数値が確定され次第、記載します。
病児保育事業の延べ利用児童数	193,328人日 (R4年度)	府内市町村の数値が確定され次第、記載します。

第5章 重点施策

重点施策③ すべての子どもへの学びの機会の確保

(1)方向性

子どもの置かれている環境に関わらず、全ての子どもに学びの機会を確保し、夢や志を持って様々なことにチャレンジし、粘り強く諦めない自主性・自立性を育成する取組を社会全体で支援します。

(2)施策の内容

施 策	概 要
学校におけるセーフティネットとなる居場所づくりの推進	いじめや不登校、貧困、虐待、またヤングケアラーなど子どもたちをめぐる様々な現状や課題を早期に把握・対応するため、スクールカウンセラー等とともに、関係機関と連携し、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。また、不安や悩みを抱える子どもたちが安心して相談することができるよう、相談体制を充実させます。
夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成	子どもたちが地域や社会とつながり、活躍したいという熱意を持ち、豊かで活力あふれる人生を歩むことができ、自己の職業適性や将来設計、社会的自立について考えることができるよう、実社会とのつながりを含む一貫したキャリア教育を推進します。 子どもたちが社会の一員としての意識をもち、主体的に判断し、他者と連携・協働しながら行動できる力を身につけることができるよう、社会制度等への意識を高める姿勢を育成します。
高校・大阪公立大学等の授業料等完全無償化	大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現・子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、私立高校・国公立高校・大阪公立大学等の授業料等の完全無償化をめざします。

第5章 重点施策

重点施策③ すべての子どもへの学びの機会の確保

(3)成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
府立高校におけるインターンシップ実施率 (全日制・定時制)	44.8% (R5年度)	60% (R11年度)
府立高校卒業者のうち就職を希望していた者の就職率	96.2% (R5年度)	100% (毎年度) ※
府立高校全日制課程の子どもたちの中退率	1.4% (R4年度)	全国の値以下を達成・維持 (毎年度) ※
スクールカウンセラー相談件数 (府内)	小学校 : 47,386件 (R5年度) 中学校 : 98,589件 (R5年度) 府立高校 : 7,670件 (R5年度)	小学校 : 52,000件 (R11年度) 中学校 : 108,000件 (R11年度) 府立高校 : 8,400件 (R11年度)
スクールソーシャルワーカーの支援件数 (府内)	小・中学校 : 58,469件 (R5年度) 府立高校 : 6,500件 (R5年度)	小・中学校 : 65,000件 (R11年度) 府立高校 : 7,150件 (R11年度)
新規不登校者数の千人率 (政令市を除く)	小学校 : 9.9人 (R4年度) 中学校 : 26.1人 (R4年度) 府立高校 : 31.1人 (R4年度)	小学校 : 5.0人 (R9年度) ※ 中学校 : 12.0人 (R9年度) ※ 府立高校 : 12.0人 (R9年度) ※

※「第2次大阪府教育振興基本計画 前期事業計画」(R5年度～R9年度)に基づく目標値

第5章 重点施策

重点施策④ 確かな学力の定着と学びの深化

(1) 方向性

すべての学びの基礎となる確かな学力を定着させ、さらに自ら考え将来を生き抜く力を育成します。そのため、国が示す「令和の日本型学校教育」等を踏まえ、子どもたちが社会や地域の課題に興味・関心を持ち、解決に向けた探究的な学習を行う機会や、横断的かつ総合的に学習する機会を積極的に取り入れるとともに、あらゆる学びの場面において、子どもたち一人ひとりに応じた指導と、子どもたちが互いに学び合う学習の一体的な実現に取り組むことにより、子どもたちの学びを深化させます。

また、個々の子どもたちの障がいの状況に応じた合理的配慮を的確に行うとともに、不登校の子どもたちへの指導や日本語指導が必要な子どもたちへの支援をはじめ、子どもたちの多様性や教育ニーズに適切に対応した学びを提供します。そのため「『ともに学び、ともに育つ』教育」のさらなる深化はもとより、関係機関・専門人材との連携による支援を強化します。

(2) 施策の内容

施策	概要
個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化	子どもたちが学習内容を深く理解し、すべての学びの基礎となる確かな学力を身につけることができるよう一人ひとりの学力・学習の状況を把握・分析し、その結果を活用する取組を進めます。また、生涯にわたって主体的に学び続ける姿勢や他者との協働により課題を解決する姿勢を身につけることができるよう主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行います。
社会や地域とつながる探究的な学習の実践	子どもたちが、学ぶ意義を理解し、意欲を高め、自ら日常生活や地域・社会等に関する課題を見つけ、解決につなげるために必要となる一連の能力を身につけることができるよう、また、課題発見、課題解決の能力の基礎を身につけることに加え、創造力や表現力を豊かにするため多様な情報の活用や地域等との協働による学びを充実させます。
障がいのある子どもたちの教育の充実	障がいのある子どもたちが、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた教育を受けられるよう、多様な学びの場を設けるとともに、府立支援学校が支援教育のセンター的機能を発揮し、地域の学校園における校内支援体制の充実に向けた支援を行います。
配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実	不登校の子どもたちが、将来に向けて社会に参加しつつ充実した人生を過ごしていくことができるよう、一人ひとりの状況に応じ、多様な主体と連携しながら社会的自立に向けた学習指導・支援に取り組めます。日本語指導が必要な子どもたちが、日本語で日常会話を行ったり、授業を受けたりすることができるよう、日本語学習の支援を充実させます。

第5章 重点施策

重点施策④ 確かな学力の定着と学びの深化

(3) 成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの平均正答率(府内)	小6国語: 66.0% 小6算数: 62.1% (R5年度) 中3国語: 68.0% 中3数学: 49.9% (R5年度)	全国の値以上の達成・維持(毎年度)※
全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの無解答率(府内)	小6国語: 5.1% 小6算数: 3.5% (R5年度) 中3国語: 5.2% 中3数学: 11.0% (R5年度)	全国の値以下の達成・維持(毎年度)※
授業に対し、肯定的評価をした府立高校生の割合	84.4% (R5年度)	前年度よりも増加※
学校生活に対し、肯定的評価をした府立支援学校の子どもたち及び保護者等の割合	84.8% (R5年度)	前年度よりも増加※
新規不登校者数の千人率(政令市を除く) 【再掲】	小学校: 9.9人 (R4年度) 中学校: 26.1人 (R4年度) 府立高校: 31.1人 (R4年度)	小学校: 5.0人 (R9年度)※ 中学校: 12.0人 (R9年度)※ 府立高校: 12.0人 (R9年度)※
日本語指導が必要な小・中学校の子どもたちのうち、特別の教育課程による日本語指導を受けた子どもたちの割合	98.7% (R5年度)	100% (R9年度) ※
日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の割合	92.5% (R5年度)	100% (R9年度) ※

※「第2次大阪府教育振興基本計画 前期事業計画」(R5年度～R9年度)に基づく目標値

第5章 重点施策

重点施策⑤ 子どもの居場所づくりの推進

(1) 方向性

放課後等に地域で子どもが安全に過ごすことのできる子どもの居場所の確保や困難を抱える子どもや保護者を地域の見守り等につなぐことができる環境を整備します。

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

放課後における子どもの居場所については、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」における「加速化プラン」及び国が策定した「放課後児童対策パッケージ」に基づき、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、取組を進めていきます。

- 放課後児童クラブの運営費への支援
- 放課後児童クラブの整備費への支援
- 放課後児童支援員の確保及び職員の資質向上を図るための研修の実施

子ども食堂等の 居場所づくり

地域の子どもたちを対象に、食事や居場所を提供して見守りを行い、必要に応じて支援機関につなぐ場でもある子ども食堂等の居場所に対し、財政支援を行います。また、支援が必要な方に対しては、居場所に関する情報を周知するなど、子どもの居場所づくりの取組を進めていきます。

- 公民連携による子ども食堂を含む子どもの居場所への支援
公民連携の取組により、民間企業から食材等の提供や体験活動への招待があった場合、市町村等を通じて子ども食堂等に提供できるよう支援
- 子ども輝く未来基金を活用した子ども食堂等への支援
子ども輝く未来基金を活用し、子ども食堂等への学習教材や様々な体験活動等への支援を実施
- 子ども食堂ネットワークの強化
大阪府内の中間支援団体を中心としたネットワークを形成することにより、府域子ども食堂への支援体制を強化

第5章 重点施策

重点施策⑤ 子どもの居場所づくりの推進

(2) 施策の内容

施策	概要
子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり	子どもが健やかに過ごせる居場所や遊び場の確保を進めていきます。
放課後等の子どもの居場所づくり	放課後児童クラブの運営費や整備費を支援するとともに、放課後児童クラブの支援員確保及び職員の資質向上を図るための研修を実施するなど、義務教育前に保育が必要であった子どもを、就学後も切れ目なく預けることができるようにすると同時に、放課後や週末等の安心・安全な居場所において、障がい等により支援が必要な子どもなどすべての子どもが健やかに育まれる取組を進めます。
子ども食堂等の居場所づくり	子どもの孤立を防ぎ地域で見守るとともに、子どもや保護者を支援する重要な居場所としての役割を担っている子ども食堂等に対し、民間企業等と連携した物品等の提供や、子ども輝く未来基金を活用した学習支援や体験活動への費用の補助、また、子ども食堂ネットワークへの府内市町村の参加を促し、支援体制を強化していきます。

(3) 成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
府内の放課後児童クラブの支援の単位数 ※	1,854支援の単位 (R5年度)	府内市町村の数値が確定され次第、記載します。
府内の放課後児童クラブ登録児童数	73,958人 (R5年度)	府内市町村の数値が確定され次第、記載します。
子ども食堂ネットワークに参加する市町村数	9市町村 (R5年度)	36市町村 (子ども食堂が0又は1の市町村を除く全市町村)
府内における子ども食堂の件数	757件 (R5年度)	1,300件 (R11年度)
児童育成支援拠点事業の実施市町村数	—	府内自治体のうち、事業実施市町村の割合が全国平均以上 (R11年度)

※「支援の単位」とは、放課後児童クラブにおける概ね40人以下の児童の集団の規模のこと。

第5章 重点施策

重点施策⑥ 産業人材の育成

(1) 方向性

社会に出る前に、社会の一員としての役割を果たすことの大切さを若者が実感を持って学べる機会を提供します。

- ・ 仕事体験

府内在住・在学の学生又は府内企業に関心のある学生を対象に、府内企業にて1日から3日の仕事体験を実施。

- ・ 課題解決型授業（PBL）

企業・大学・行政が連携し、それぞれが抱える実践的な課題に対し、学生ならではの主体的な分析やアイデアの展開によって解決を図る試み。

- ・ 出前講座

大阪府が企業と大学等の橋渡しを行い、企業人が大学に出向き、仕事のやりがいや苦労等を伝える講座を実施。

- ・ 就職前からの早い段階で学生の就業感、職業観を醸成
- ・ 課題発見力・解決力や情報収集力、企画提案力等の能力を習得
- ・ 様々な業種に触れることにより、職種志向が拡大

(2) 施策の内容

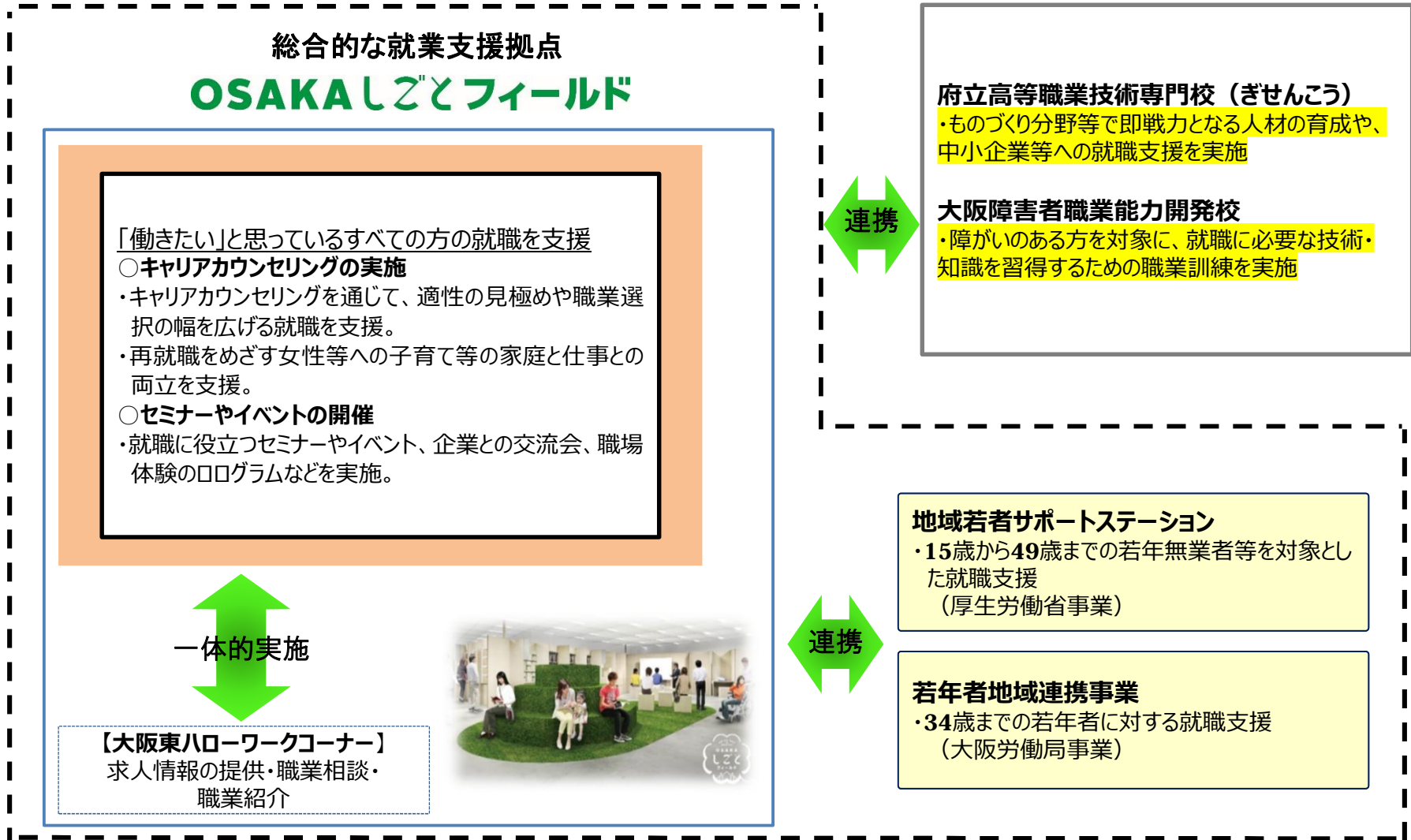
施策	概要
キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進	大学と企業が連携し、仕事体験や課題解決型授業（PBL）などを実践することで産業人材育成に取り組みます。

第5章 重点施策

重点施策⑦ 若者の就職支援の強化

(1) 方向性

若者一人ひとりの状況に寄り添った就職支援や自立支援を行うことによって、自らの意思で選択し、自立できるようにします。



第5章 重点施策

重点施策⑦ 若者の就職支援の強化

(2) 施策の内容

施策	概要
若者への就職支援の強化	企業ニーズに応じたスキルアップを行い、人材を育成します。 また、総合就業支援拠点OSAKAしごとフィールドにおいて、若者をはじめとする「働きたい」と思っている全ての求職者に対して、それぞれの状況に応じた適切な支援メニューを提供し、就職から職場定着までの支援を行うとともに、国が実施する地域若者サポートステーション事業や若年者地域連携事業との連携を図りながら、安定就業に向けた支援を行います。さらに、府内の高等職業技術専門校（4校）及び大阪障害者職業能力開発校において、求職者を対象とした職業訓練を実施します。
就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援	OSAKAしごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングにより悩みに応じたきめ細かな支援を行うとともに、事前研修、企業との交流会、職場体験を一体化したプログラムを実施することで、社会人基礎力の向上と本人の課題や職業適性の明確化を図りながら就職に結びつけていきます。
障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援	障がい者雇用の拡大や、障がい者に対する就労支援・就労定着支援に取り組みます。

(3) 成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
府立高等職業技術専門校のものづくり分野等の人材育成にかかる訓練（ものづくり3校）における就職率	94.3%（R5年度）	引き続き90%以上（R11年度）※
大阪障害者職業能力開発校・府立高等職業技術専門校の障がい者の職業訓練における就職率（特別委託訓練を含む）	83.0%（R5年度）	引き続き80%以上（R11年度）※

※「第11次大阪府職業能力開発計画」に基づく目標値

第5章 重点施策

重点施策⑧ 子ども・若者が自らの意思で将来を選択し、再チャレンジできる取組の推進

(1)方向性

若者が自らの意思で将来を選択できるようになるための将来を見据えた人生のライフプランづくりへの支援と子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりを推進します。

(2)施策の内容

施策	概要
若者が自らの意思で将来を選択できる取組の推進	若者が自らの意思で将来を選択できるよう、結婚、妊娠、出産、子育てなどについての理解を深める機会を提供し、今後のライフデザインについて考えるきっかけづくりとなる取組を進めます。
結婚、妊娠・出産等を希望する人の希望が実現するための取組の推進	結婚から子育てまでのライフステージにおいて切れ目ない支援を行います。
子ども・若者への支援における市町村による支援ネットワークの構築	ひきこもりに関するイベント（当事者会・女子会等）の実施や子ども・若者支援地域協議会の設置など、市町村によるネットワークの構築が推進され、地域において関係機関が連携した子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、市町村を支援します。
ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなぐ市町村プラットフォームの構築	ひきこもりの状態にある本人・家族が早期に適切な支援機関につながるよう、市町村の体制の構築や支援者に対する後方支援をします。

(3)成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
結婚・出産・子育て支援ポータルサイト (お役立ち情報トップページ)表示回数	275回 (R5年度月平均)	1,500回 (R11年度月平均)
ひきこもりに関するイベント（当事者会・ 女子会等）共催市町村数	14市町村 (R5年度累計)	20市町村 (R11年度累計)
ひきこもりプラットフォームを構築する府内市町村 数（政令市除く）	38市町村 (R5年度)	全市町村 (R11年度)

第5章 重点施策

重点施策⑨ 子どもの貧困対策の推進

(1) 方向性

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されず、貧困の連鎖を断ち切るため、子どものことを第一に考えた適切かつ切れ目のない支援に社会全体で取り組みます。

■子どもの貧困対策における府の取組の方向性

(1) 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携により子ども(保護者)を見守りや支援につなぐ取組の推進

- ・学校を地域に開かれたプラットフォームとし、教育委員会や福祉、保健部局と必要な支援制度等を情報共有し、SSWやコーディネーター等の働きかけにより、地域の見守りや適切な支援につなげる取組を実施

(2) 子どもの居場所づくりへの支援

- ・地域が主体となった取組への財政支援
- ・子ども食堂マップの作成等による子どもの居場所に関する情報発信

(4) 市町村との連携強化・地域の実情把握

- ・地域の実情に応じた取組を実施するため、事例共有や財政支援を実施

(3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成

- ・社会における子どもの貧困に関する理解を深め、地域、学校、企業等が子どもの誕生前から青年期まで切れ目のない支援を実施
- ・DXの取組等により効率的・効果的な支援制度等の情報発信を実施

(5) 関連施策との一体的な推進

- ・生活困窮者自立支援制度等の関連施策を一体的に捉え、施策を推進
- ・相談窓口の相互連携を強化し、地域の身近な場での相談対応の実施
- ・教育機関との連携による支援制度等の周知を実施

■7つの視点で具体的取組を実施

- 困窮している世帯を経済的に支援します(就労支援を含む)
- 子どもたちが孤立しないよう支援します
- 安心して子育てできる環境を整備します
- オール大阪での取組
- 学びを支える環境づくりを支援します
- 保護者が孤立しないよう支援します
- 健康づくりを支援します

第5章 重点施策

重点施策⑨ 子どもの貧困対策の推進

(2) 施策の内容

施策	概要
子どもの貧困対策の推進	関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組を推進します。また、市町村と連携し、地域の実情に応じた貧困対策を推進できるよう市町村の取組を支援しつつ、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を図ります。
社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成	子どもの貧困は、背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、公民で連携し、子ども輝く未来基金を活用して子ども食堂等へ支援を行うことなどにより、社会全体で子どもの未来を応援する活動が広がるよう取り組めます。

(3) 成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
子ども輝く未来基金（体験に関する事業）等において体験活動に参加した子どもの延べ人数	692人（R6当初）	R6当初より増加（R12当初）
府内の生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率	94.5%（R5年度）	R5年度より増加（R11年度）
府内の生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	50.0%（R5年度）	R5年度より増加（R11年度）

第5章 重点施策

重点施策⑩ 障がいのある子どもへの支援の充実

(1) 方向性

発達に特性のある児童等が、早期に地域で質の高い支援を受けられるよう未就学児から就学児まで一貫した支援の充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等が安心して保健・医療・福祉・教育のサービスを総合的に受けられるようにします。

◆医療・福祉支援

児童発達支援センターの機能強化を行う等、発達に特性のある児童及びその家族のニーズに応じた支援を、身近な地域で提供する体制を整備する市町村を支援するほか、医療的ケア児支援センターを中心に地域全体で医療的ケア児及びその家族を支える仕組みの構築をさらに進めます。また、難聴児については、府立福祉情報コミュニケーションセンターが中核機能拠点として関係機関と連携し、早期支援を推進します。

◆教育支援

「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するインクルーシブ教育を基本に、障がいの有無に関係なく、地域の課題も含め全ての児童生徒等の「学び」を保証し、誰一人として取り残さない教育を推進します。

◆地域支援

重症心身障がい児をはじめとする障がい児が身近な地域で療育や支援を受けることができるよう、障がい児通所支援事業所の確保と質の向上に努めるとともに、医療型短期入所の整備促進に取り組むなど、障がい児の地域生活を支えます。

◆就労・定着支援

法定雇用率の達成の働きかけなどにより、障がい者雇用の拡大や障がい者に対する就労・定着支援に取り組めます。



障がいのある子どもの成長段階・ニーズに応じた切れ目のない支援をめざします

第5章 重点施策

重点施策⑩ 障がいのある子どもへの支援の充実

(2) 施策の内容

施策	概要
障がいのある子どもへの医療・福祉支援	<p>障がいの早期発見、必要な情報の提供、早期の適切なサービス提供など、障がいのある子どもへの支援を地域で総合的に取り組む体制づくりを進めます。特に、発達に特性のある子どもに対する支援として、健康診査のスクリーニングの向上や、健康診査後の支援の充実、早期発達支援の充実等を図るとともに、強度行動障がいやその重度化の予防に取り組めます。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等の地域生活を支えるため、基盤整備の推進や地域ケアシステムの構築等、支援の充実を図ります。</p>

(3) 成果指標

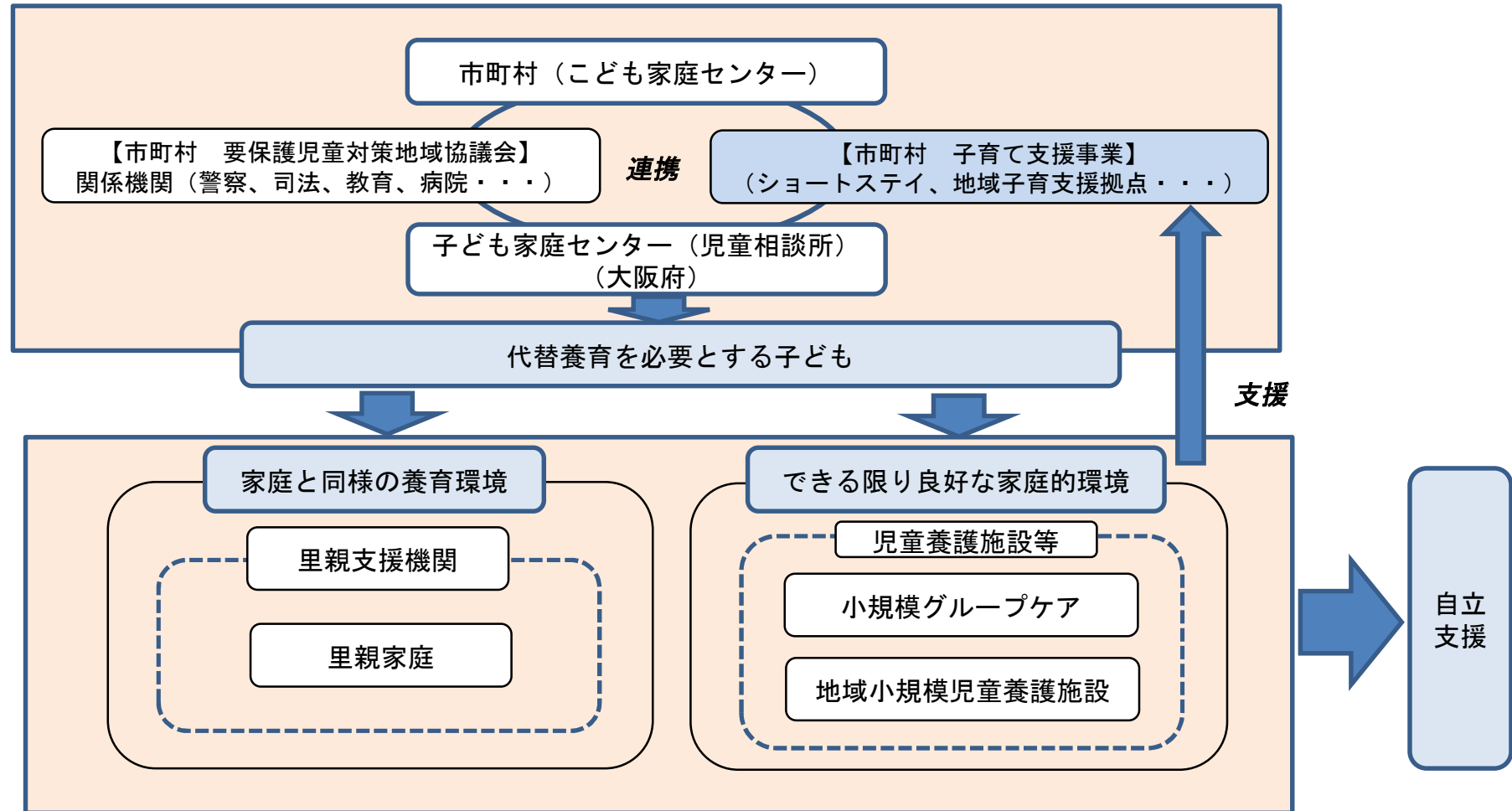
項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
府内の児童発達支援センターの整備市町村数	37市町村 (R5年度)	全市町村 (R8年度)
府内の保育所等訪問支援の整備市町村数	42市町村 (R5年度)	全市町村 (R8年度)
府内の医療的ケア児等コーディネーターの配置市町村数	35市町村 (R5年度)	全市町村 (R11年度)
高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を短期的に受け入れる医療機関の整備数	6圏域・10医療機関 (R5年度)	8圏域・1医療機関以上/圏域 (R8年度)

第5章 重点施策

重点施策⑪ 児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備

(1) 方向性

重大な児童虐待ゼロをめざし、オール大阪で児童虐待の防止に取り組むとともに、「家庭と同様の養育環境」である里親への委託の推進や児童養護施設等での「できる限り良好な家庭的な養育環境」の整備を図ります。また、進学・就職等に伴う施設退所後の支援体制を充実します。



第5章 重点施策

重点施策⑪ 児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備

(2) 施策の内容

施策	概要
児童虐待の防止	重大な児童虐待ゼロをめざし、オール大阪で児童虐待の防止に取り組みます。また、子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等において、早期発見・早期対応に努めるとともに、広報啓発活動により児童虐待防止に関する府民意識を向上させるなど、社会全体で子どもを守るための取り組みを市町村とも連携し進めます。
社会的養育体制の整備	特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができるよう、里親家庭での養育を推進するとともに、施設等においても小規模かつ地域分散化された環境の整備を行います。 また、子どものニーズに応じた専門的ケアを行うため、施設等の高機能化及び多機能化・機能転換を図るとともに、社会的養護を必要とする子どもの意見を受け止める仕組みを構築します。
社会的養護経験者等の自立支援の充実	施設や里親等と連携し、退所を控えた子どもたちの相談支援や、退所後の生活支援・相談支援体制の構築、身元保証人の確保等により、社会的養護経験者等の社会的自立を支援します。

(3) 成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
親子のための相談LINEの相談件数	3,379件 (R5年度)	3,500件 (R11年度)
子育て世帯訪問支援事業の実施市町村数	—	府内自治体のうち、事業実施市町村の割合が全国平均以上 (R11年度)
親子関係形成支援事業の実施市町村数	—	府内自治体のうち、事業実施市町村の割合が全国平均以上 (R11年度)
こども家庭センターの整備市町村数	2市町村 (R5年度)	全市町村 (R11年度)
意見表明等支援事業を利用可能な子どもの数 (政令市・児童相談所設置市除く)	144人 (R5年度)	644人 (R11年度)
里親等委託率	大阪府所管：13.7% (R5年度) 《参考》大阪市所管：19.9% (R5年度) 堺市所管：20.4% (R5年度)	大阪府所管：26.0%(検討中) (R11年度) 《参考》大阪市所管：●●% (R11年度) 堺市所管：●●% (R11年度) 豊中市所管：●●% (R11年度)

第5章 重点施策

重点施策⑫ ヤングケアラーをはじめ、困難を抱える子ども・若者への支援の充実

(1) 方向性

ヤングケアラーをはじめ支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、個々の事情に応じた必要なサービスを提供できる体制を構築するとともに、非行などの問題行動を防ぎ、子どもの健全育成の阻害要因を排除することにより、子どもが健やかに成長し、社会を支えることができるよう支援します。

(2) 施策の内容

施策	概要
外国人の子どもや支援を必要とする帰国・渡日の子ども等への支援	外国人の子どもやその家族、支援を必要とする帰国・渡日の子どもやその家族が、地域社会の中で健全に成長できるよう、それぞれへの支援を進めます。また、外国人労働者の増加が見込まれることから、その子どもや家族に対する支援を充実し、子育て環境の整備につなげていきます。
ヤングケアラーへの支援	庁内関係部局や支援の実施主体である市町村等と連携し、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施などにより社会的認知度の向上及び早期発見・把握に取り組むとともに、好事例等の共有や相談窓口の設置等、市町村への働きかけを推進します。また、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置促進や18歳以上のヤングケアラーへの支援体制の構築等に向けて支援策の充実を図ります。
市町村における包括的な支援体制の構築	子どもを含む地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を市町村において整備されるよう支援します。また、包括的な支援体制の具体的手法として創設された重層的支援体制整備事業が府内市町村において円滑に実施されるよう支援します。
コミュニティソーシャルワーカーの配置促進	家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のネットワークを充実させ、課題のある世帯の「早期発見、見守り、つなぎ」を行うコミュニティソーシャルワーカーの配置促進に努めます。
子どもの安全確保の推進	地域安全センターや青色防犯パトロールの活性化、こども110番運動や「ながら見守り」活動等により、地域で子どもの安全を守る取組を強化するとともに、性犯罪対策等の取組を着実に進めます。 また、子どもたち自身が「犯罪にまきこまれない」ことの重要性を学ぶことができるように、行政、教育機関、企業・団体、警察が連携して取組を進めます。

第5章 重点施策

重点施策⑫ ヤングケアラーをはじめ、困難を抱える子ども・若者への支援の充実

(2) 施策の内容

施策	概要
非行など問題行動を防ぐ施策の推進	大阪府と大阪府警察が共同で設置する少年サポートセンターにおいて非行少年の立ち直り支援等を行うとともに、非行の未然防止等を図るため、地域のボランティア、PTA、教職員、市町村職員等による少年非行防止活動ネットワークのさらなる活性化に向けた支援を行います。
青少年を取り巻く社会環境の整備	青少年が有害情報に触れることがないようにフィルタリング手続の厳格化に取り組むとともに、警察や教育委員会等の関係機関と連携して保護者や青少年に対するフィルタリングの利用促進及び青少年の情報リテラシーの向上に取り組めます。
青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護	青少年の健全な成長を阻害するわいせつ行為等から青少年を保護する取組を進めます。
青少年の健やかな成長の促進	青少年の健やかな成長を促進するため、青少年育成大阪府民会議による府民運動を展開するとともに、青少年に対して体験活動の提供を行います。

(3) 成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
ヤングケアラー相談窓口設置（府内市町村）	23市町村（R5年度）	全市町村（R11年度）
小学校高学年を対象とした非行防止・犯罪被害防止教室の実施率	99.1%（R5年度）	100%（R11年度）
大阪府青少年健全育成条例遵守状況の立入調査における区分陳列実施率	97.4%（R5年度）	100%（R11年度）

第5章 重点施策

重点施策⑬ 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

(1) 方向性

幼児期から高等教育段階まで子育てや教育・保育や医療に関する経済的負担を軽減します。

◆子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減に関連する主な事業

児童手当等の支給	次代の社会を担う子どもを支援するため、児童手当等を支給します。
母子医療給付事業	小児慢性特定疾病に罹患している児童に対する医療費の助成等を行います。 また、身体障害者福祉法第4条の規程による障がい有する18歳未満の児童等、入院治療を必要とする未熟児、及び結核に罹患し、入院治療を必要とする児童に対して医療費の給付等を行います。
福祉医療費助成	乳幼児等の健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図るため、市町村が実施する医療費助成事業（乳幼児・ひとり親家庭・障がい児）に対しての補助に加え、新子育て支援交付金により子育て支援施策に取り組む市町村を支援します。
高等学校等授業料支援補助事業（完全無償化・再掲）	生徒・保護者が公私を問わず自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「国公立高等学校等授業料支援金」又は「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、令和8年度に全学年で高等学校等の授業料の完全無償化を実施します。 ※令和6年度から段階的に所得制限を撤廃
大阪公立大学等授業料等支援事業（完全無償化・再掲）	親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学をあきらめることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学等の授業料等の支援を令和2年度から実施しています。 また、令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の完全無償化をめざします。
大阪公立大学工業高等専門学校授業料支援補助事業（完全無償化・再掲）	大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子どもの人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、国の就学支援金制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学工業高等専門学校の授業料の完全無償化を実施します。令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料の完全無償化をめざします。

(2) 施策の内容

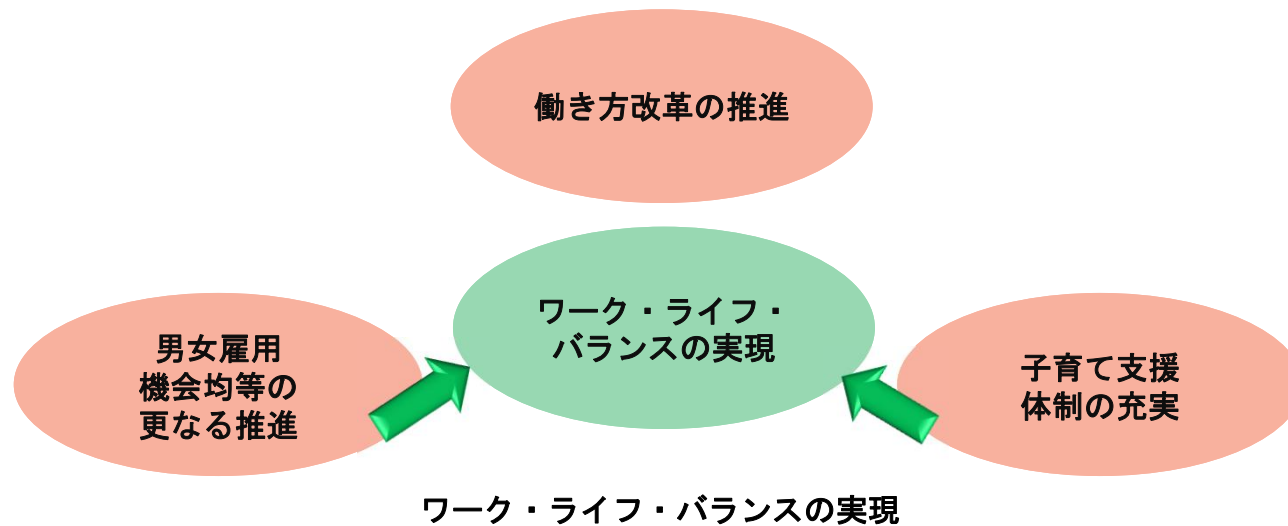
施策	概要
子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援である児童手当等を支給するとともに、必要に応じて教育・保育や医療の場面における経済的負担を軽減します。

第5章 重点施策

重点施策⑭ 子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備

(1) 方向性

男性の家事・子育てへの組織のトップ・管理職の意識改革、就労環境・組織風土の抜本的な見直し、仕事と子育てを両立できる環境をつくり、子育てしやすい環境を整備します。



○働き方改革の推進

長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進やテレワークの導入等による多様な働き方の実現のため、企業における労働環境改善の取組を支援します。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、推進月間を定めて、セミナーの開催等を通じて機運の醸成を図ります。

○男女雇用機会均等の更なる推進

事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法により一層の周知や教育の場での啓発を行います。また、妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けないよう、事業主、労働者等へ啓発を行います。

○子育て支援体制の充実

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、放課後児童クラブの計画的整備など地域の子育て支援のための市町村の取組を支援するとともに、潜在保育士の就職支援など、待機児童の解消に向けた取組を進めます。

また、OSAKAしごとフィールド内の子育て・しごと応援ルーム「ふぁみタス」において、保育士資格をもつキャリアカウンセラーが就職や保育所探し、仕事と家庭の両立についてパートナーも含めた支援を行います。

第5章 重点施策

重点施策⑭ 子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備

(2) 施策の内容

施策	概要
仕事と生活の調和の推進、働き方改革の推進	男女がともに能力を発揮しながら活躍でき、仕事と子育てを両立できる職場づくりや、多様な働き方の導入など、ライフステージの変化に応じた働き方が可能となるよう、企業における労働環境改善の取組を支援します。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、推進月間を定めて、セミナーの開催等を通じて機運の醸成を図ります。
女性活躍の推進	女性への就職支援や相談窓口の設置など女性活躍の推進に取り組みます。
男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	男性の家事・子育てへの組織のトップや管理職の意識改革に加え、就労環境や組織風土の抜本的な見直しにより、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるよう支援します。

(3) 成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
働き方改革関連の啓発セミナー実施回数	35回 (R5年度) ※市町村との共催含む	14回 (毎年度)

第5章 重点施策

重点施策⑮ ひとり親家庭等への支援の充実

(1) 方向性

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざします。

◆ひとり親家庭等の自立促進に向けて、次の6つの項目を総合的に取り組みます。

(1) 就業支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談や就業情報提供、生活や養育費等の相談対応、就業支援講習会の充実など、就業と生活支援を組み合わせたワンストップによる支援を軸としながら、民間事業者等への働きかけや表彰制度の推進による環境の整備などを、関係機関や関係事業との連携のもと総合的な取組として推進していきます。

(2) 子育てをはじめとした生活面への支援

- ・ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業及び就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、子どもの貧困対策の観点も踏まえながら、保育所への優先入所、多様な保育、子育て支援サービスの提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援に取り組みます。

(3) 共同養育の取組

- ・子どもの福祉の観点から、離婚後も父母が共同して子どもを養育する環境が推進されるよう、親子交流や養育費に関する啓発や相談体制の整備に取り組むとともに、親子交流支援や養育費の取り決めや受給促進を行います。

(4) 経済的支援

- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等に関して、さまざまな場面での情報提供に努めるほか、関係職員に対する研修等の実施により、他の支援制度との連携も含めた円滑な貸付・給付事務等を実施します。

(5) 相談機能の充実

- ・ひとり親家庭の親等の子育てをはじめとした生活面や就業等に関するさまざまな悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等の連携により、適切な支援につなげる相談機能の充実等を図ります。

(6) 人権尊重の社会づくり

- ・ひとり親家庭等が生活を送る上で、個人として尊重され、自己実現を図ることができる社会を築くため、総合的な施策推進に努めるとともに、ひとり親家庭等が不当な差別や偏見により人権侵害されることのないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざし、人権啓発の取組を進めます。

第5章 重点施策

重点施策⑮ ひとり親家庭等への支援の充実

(2) 施策の内容

施策	概要
ひとり親家庭等の自立促進	継続的な就業支援、子育てを始めとした生活面への支援、経済的支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備に取り組めます。
親子交流の促進	個別の事情に配慮しつつ、相談体制や情報発信の充実、市町村や親子交流を支援する専門機関等との連携を深めながら、円滑な実施に必要な取組を進めます。
養育費確保への支援	離婚前後の父母等に対する講座による普及啓発や相談支援、公正証書作成等の費用補助の養育費確保に向けた取組を推進します。
共同養育に関する普及啓発	市町村の職員に対して、共同養育に関する研修を実施するなど普及啓発に取り組めます。

第5章 重点施策

重点施策⑮ ひとり親家庭等への支援の充実

(3) 成果指標

項目	直近の実績値 (R6当初又はR5年度)	目標値 (R12当初又はR11年度)
大阪府母子家庭等就業・自立支援センターにおける就職者のうち常用の割合	37% (R5年度)	50%以上 (R11年度)
就業支援講習会受講者の資格取得率	44.1% (R5年度)	50%以上 (R11年度)
大阪府母子家庭等就業・自立支援センターへの求人件数	68件 (R5年度)	100件以上 (R11年度)
子育てハートフル企業顕彰受賞企業等数 (府内全域)	2社 (R5年度)	6社 (R11年度)
ひとり親家庭の低所得や貧困世帯の子どもへの学習支援を実施する市町村数 ※	27市町村 (R5年度)	政令・中核市を除く府内全34市町村 (R11年度)
子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への生活支援等の実施件数	1,492件 (R5年度)	R5年度より増加 (R11年度)
大阪府離婚前後の親支援講座の受講者数	49名 (R5年度)	140名以上 (R11年度)
ひとり親家庭の親子交流の実施状況 ※ (参考指標：府立母子・父子福祉センターにおける親子交流相談件数)	母子世帯 29.7%、父子世帯 41.7% (R5年度) (64件 (R5年度))	60%以上 (R11年度) (100件) (R11年度)
母子家庭の養育費の受給率 ※ (参考指標：養育費確保に関する取組を実施)	32.3% (R5年度) (31市町村 (R5年度))	40%以上 (R11年度) (政令・中核市を除く府内全34市町村) (R11年度)
府立母子・父子福祉センターにおける相談件数	2,806件 (R5年度)	3,000件以上 (R11年度)

※の項目の対象は、政令・中核市を除く。